

市場拡大再算定

【市場拡大再算定】(平成12年～) ※通知によりルールとして明確化
年間販売額が予想販売額の一定倍数を超えた場合等には、
薬価改定時に価格を更に引き下げる。

【市場拡大再算定の特例】(平成28年～)
年間販売額が極めて大きい品目の取扱いに
係る特例。

原価計算方式で算定された新薬※の例 ※ 薬価収載後10年を経過して
最初の薬価改定を経ていない場合

